令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日

第 ３ 回 笠 松 町 議 会 定 例 会 議 案

目　　次

第　４　号報告　　令和７年度笠松町健全化判断比率の報告について
第　５　号報告　　令和７年度笠松町資金不足比率の報告について
第　６　号報告　　放棄した債権の報告について
第　４７　号議案　　令和８年度笠松町一般会計補正予算（専決第３号）の専決処分の承認について
第　４８　号議案　　令和８年度笠松町一般会計補正予算（専決第４号）の専決処分の承認について
第　４９　号議案　　笠松町監査委員条例の一部を改正する条例について
第　５０　号議案　　笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例について
第　５１　号議案　　笠松町税条例の一部を改正する条例について
第　５２　号議案　　笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
第　５３　号議案　　総合交流センター空調設備改修工事請負契約の締結について
第　５４　号議案　　町道の路線廃止について
第　５５　号議案　　令和８年度笠松町一般会計補正予算（第４号）について
第　５６　号議案　　令和８年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
第　５７　号議案　　令和８年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
第　５８　号議案　　令和８年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
第　５９　号議案　　令和７年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
第　６０　号議案　　令和７年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第　６１　号議案　　令和７年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第　６２　号議案　　令和７年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第　６３　号議案　　令和７年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
第　６４　号議案　　令和７年度笠松町下水道事業会計決算認定について

第 4 号報告

令和７年度笠松町健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、令和７年度笠松町健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 7 日　報　告

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	６．２	４９．９

第 5 号報告

令和７年度笠松町資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和７年度笠松町資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 7 日　報　告

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

記

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水　道　事　業　会　計	－
下　水　道　事　業　会　計	－

第 6 号報告

放棄した債権の報告について

笠松町債権管理に関する条例(令和２年笠松町条例第１号)第６条の規定により、次のとおり町の債権を放棄したので、同条例第７条の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 7 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

債権の名称	放棄事由	人数	件数	金額	放棄年月日
水道料金及びメーター使用料	時効期間満了	１９人	４２件	７９，３０７円	令和 8 年 3月３１日

第４７号議案

令和８年度笠松町一般会計補正予算（専決第３号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日　提　出

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

記

１　令和 ８ 年 ７ 月 ２３ 日　専　決

令和８年度笠松町一般会計補正予算（専決第３号）

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

１　令和８年度笠松町一般会計補正予算（専決第３号）

令和　８　年　７　月　２３　日

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

令和８年度笠松町一般会計補正予算書

令和８年度笠松町一般会計補正予算（専決第３号）

令和８年度笠松町の一般会計補正予算（専決第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，３９０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，２４１，７８８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年７月２３日　専決

笠松町長　古田　聖人

第1表　歳入歳出予算補正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		２２６，３５５	３，３９０	２２９，７４５
	1 繰越金	２２６，３５５	３，３９０	２２９，７４５
歳入合計		９，２３８，３９８	３，３９０	９，２４１，７８８

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		１，０５５，６８５	３，３９０	１，０５９，０７５
	2 企画費	３４０，８７９	３，３９０	３４４，２６９
歳出合計		９，２３８，３９８	３，３９０	９，２４１，７８８

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

1　歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1 繰越金	226,355	3,390	229,745	1 前年度繰越金	3,390	前年度繰越金
計	226,355	3,390	229,745			

2　歳出

(款) 2 総務費

(項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	町　債	そ の 他				
1 企画総務費	330,570	3,390	333,960				3,390	18 負担金補助及び交付金	3,390	商工会クーポン事業補助金
計	340,879	3,390	344,269				3,390			

第４８号議案

令和８年度笠松町一般会計補正予算（専決第４号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日　提　出

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

記

１　令和 ８ 年 ８ 月 １２ 日　専　決

令和８年度笠松町一般会計補正予算（専決第４号）

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

１　令和８年度笠松町一般会計補正予算（専決第４号）

令和　８　年　８　月　１２　日

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

令和８年度笠松町一般会計補正予算書

令和８年度笠松町一般会計補正予算（専決第４号）

令和８年度笠松町の一般会計補正予算（専決第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，２６５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，２４５，０５３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月１２日　専決

笠松町長　古田　聖人

第1表　歳入歳出予算補正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		２２９，７４５	３，２６５	２３３，０１０
	1 繰越金	２２９，７４５	３，２６５	２３３，０１０
歳入合計		９，２４１，７８８	３，２６５	９，２４５，０５３

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		１，１４７，０９５	３，２６５	１，１５０，３６０
	2 小学校費	２８０，４８６	３，２６５	２８３，７５１
歳出合計		９，２４１，７８８	３，２６５	９，２４５，０５３

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

1　歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1 繰越金	229,745	3,265	233,010	1 前年度繰越金	3,265	前年度繰越金
計	229,745	3,265	233,010			

2　歳出

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	町　債	そ の 他				
1 学校管理費	260,211	3,265	263,476				3,265	14 工事請負費	3,265	小学校校舎修繕等工事請負費
計	280,486	3,265	283,751				3,265			

第４９号議案

笠松町監査委員条例の一部を改正する条例について

笠松町監査委員条例（昭和３９年笠松町条例第５号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日　提　出

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

笠松町監査委員条例の一部を改正する条例

笠松町監査委員条例（昭和３９年笠松町条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第２４３条の２の８」を「第２４３条の２の９」に改める。

附　則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

第５０号議案

笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例について

笠松町公共施設巡回町民バス設置条例（平成１７年笠松町条例第３４号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日　提　出

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例

笠松町公共施設巡回町民バス設置条例（平成１７年笠松町条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「現金のほか回数乗車券又は定期券をもって納付することができる」を「規則で定める方法により納付するものとする」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

第５１号議案

笠松町税条例の一部を改正する条例について

笠松町税条例（昭和３０年笠松町条例第２４号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日　提　出

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

笠松町税条例の一部を改正する条例

笠松町税条例（昭和３０年笠松町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

附則第９条の２第３項から第６項までの規定中「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第７項中「７分の６」を「５分の３」に改め、同条第８項及び第９項中「４分の３」を「３分の２」に改め、同条中第１６項を第１７項とし、第１５項を第１６項とし、第１４項を第１５項とし、第１３項の次に次の１項を加える。

１４　法附則第１５条第３９項に規定する条例で定める割合は３分の１とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第５２号議案

笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成６年笠松町条例第７号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成６年笠松町条例第７号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第１項中「別表第１」を「別表」に改める。

第７条の３及び第７条の４を削る。

第９条第３号中「第７条第４項」を「第７条第６項」に改め、同条第４号中「第７条第５項」を「第７条第７項」に改める。

別表第１中

「

不燃ごみ	町が定期収集するとき、又は町長が指定する場所に直接搬入するとき。	指定ごみ袋 ５袋につき	１，０００円

」

を

「

不燃ごみ	町が定期収集するとき、又は町長が指定する場所に直接搬入するとき。	指定ごみ袋(大) ５袋につき	１，０００円
		指定ごみ袋(小) ５袋につき	４００円

」

に、

「

可燃ごみ	１０キログラムまでごとに	１１０円

」

を

「

可燃ごみ	１０キログラムまでごとに	２００円

」

に改める。

別表第２を削り、別表第１を別表とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表中事業系一般廃棄物に係る規定は、令和９年４月１日から施行する。

（笠松町手数料条例の一部改正）

２　笠松町手数料条例（平成１２年笠松町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表第７項第３号中「法第７条第４項」を「法第７条第６項」に改め、同項第４号中「法第７条第５項」を「法第７条第７項」に改める。

第５３号議案

総合交流センター空調設備改修工事請負契約の締結について

令和８年８月２７日地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第３項の規定に基づき仮契約した総合交流センター空調設備改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、同法第９６条第１項第５号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年笠松町条例第９号）第２条の規定により町議会の議決を求める。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日　提　出

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

記

１　契約の目的　　総合交流センター空調設備改修工事

２　契約の金額　　金１０３，４００，０００円

３　契約の相手方　　岐阜県岐阜市早田栄町４丁目２８番地

朝日設備工業株式会社

代表取締役　渡邊直哉

第５４号議案

町道の路線廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条の規定により、次の町道の路線を廃止したいので町議会の議決を求める。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日　提　出

笠　松　町　長　　古　田　聖　人

記

整理番号	路線名	起　　点	重要な経過地
		終　　点	
１２２０	米野５８号線	米　　野	
		米　　野	

令和８年度笠松町一般会計補正予算書

第５５号議案

令和８年度笠松町一般会計補正予算（第４号）

令和８年度笠松町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３７７，０２０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，６２２，０７３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　既定の地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和８年９月７日　提出

笠松町長　古田聖人

第1表　歳入歳出予算補正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		38，000	4，356	42，356
	1 地方特例交付金	38，000	4，356	42，356
10 地方交付税		1，603，000	△8，000	1，595，000
	1 地方交付税	1，603，000	△8，000	1，595，000
14 国庫支出金		1，507，415	14，522	1，521，937
	2 国庫補助金	297，996	14，522	312，518
15 県支出金		785，579	1，920	787，499
	2 県補助金	211，082	1，908	212，990
	3 委託金	40，242	12	40，254
16 財産収入		11，908	5	11，913
	1 財産運用収入	11，506	5	11，511
17 寄附金		39，004	20，000	59，004
	1 寄附金	39，004	20，000	59，004
18 繰入金		642，151	△262，464	379，687
	1 特別会計繰入金	3	18，878	18，881
	2 基金繰入金	642，148	△281，342	360，806
19 繰越金		233，010	588，995	822，005
	1 繰越金	233，010	588，995	822，005

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸収入		１０６，３５８	８６	１０６，４４４
	5 雑入	９１，７０７	８６	９１，７９３
21 町債		２４１，４００	１７，６００	２５９，０００
	1 町債	２４１，４００	１７，６００	２５９，０００
歳入合計		９，２４５，０５３	３７７，０２０	９，６２２，０７３

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1，059，075	36，740	1，095，815
	1 総務管理費	486，904	11，990	498，894
	2 企画費	344，269	24，750	369，019
3 民生費		3，721，447	74，474	3，795，921
	1 社会福祉費	2，365，438	11，036	2，376，474
	2 児童福祉費	1，355，909	63，438	1，419，347
4 衛生費		1，448，795	1，713	1，450，508
	1 保健衛生費	354，903	1，713	356，616
6 商工費		102，402	19，000	121，402
	1 商工費	102，402	19，000	121，402
7 土木費		573，756	7，146	580，902
	2 道路橋梁費	130，587	7，146	137，733
9 教育費		1，150，360	10，608	1，160，968
	1 教育総務費	177，476	1，894	179，370
	2 小学校費	283，751	3，658	287，409
	3 中学校費	78，874	168	79，042
	5 保健体育費	304，487	4，888	309，375
11 諸支出金		64，764	227，339	292，103
	1 基金費	64，764	227，339	292，103
歳出合計		9，245，053	377，020	9，622，073

第２表 地方債補正

１ 変 更

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	800	証書借入又は証券発行	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	12,800	証書借入又は証券発行	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
緊急自然災害防止対策事業	27,200	証書借入又は証券発行	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	32,000	証書借入又は証券発行	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	64,700	証書借入又は証券発行	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	65,500	証書借入又は証券発行	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

1　歳入

（款）9 地方特例交付金
（項）1 地方特例交付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 地方特例交付金	38,000	4,356	42,356	1 地方特例交付金	4,356	
計	38,000	4,356	42,356			

（款）10 地方交付税
（項）1 地方交付税

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 地方交付税	1,603,000	△8,000	1,595,000	1 地方交付税	△8,000	
計	1,603,000	△8,000	1,595,000			

（款）14 国庫支出金
（項）2 国庫補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 総務費国庫補助金	162,082	2,874	164,956	1 企画総務費補助金	2,874	地域未来交付金
2 民生費国庫補助金	49,138	148	49,286	1 障害福祉費補助金	148	地域診療情報連携推進費補助金
6 商工費国庫補助金		11,500	11,500	1 商工費補助金	11,500	観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業補助金
計	297,996	14,522	312,518			

（款）15 県支出金
（項）2 県補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 総務費補助金	8,062	△101	7,961	2 企画総務費補助金	△101	ぎふ地域ＤＸ推進補助金
6 教育費補助金	61,900	2,009	63,909	2 学校給食センター費補助金	2,009	学校給食県産農産物導入促進支援事業費補助金
計	211,082	1,908	212,990			

（款）15 県支出金
（項）3 委託金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2 教育費委託金	214	12	226	1 小中学校費委託金	12	ふるさと魅力体験事業委託金
計	40,242	12	40,254			

（款）16 財産収入
（項）1 財産運用収入

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2 利子及び配当金	6,801	5	6,806	1 利子及び配当金	5	飼い主のいない猫対策基金利子 1 光未来振興基金利子 4
計	11,506	5	11,511			

（款）17 寄附金
（項）1 寄附金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明	
				区 分	金 額		
2 総務費寄附金	39,001	20,000	59,001	1 企画費寄附金	20,000	かさまつ応援寄附金 企業版かさまつ応援寄附金	19,000 1,000
計	39,004	20,000	59,004				

（款）18 繰入金
（項）1 特別会計繰入金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 国民健康保険特別会計繰入金	1	2,980	2,981	1 国民健康保険特別会計繰入金	2,980	国民健康保険特別会計繰入金
2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1,499	1,500	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,499	後期高齢者医療特別会計繰入金
3 介護保険特別会計繰入金	1	14,399	14,400	1 介護保険特別会計繰入金	14,399	介護保険特別会計繰入金
計	3	18,878	18,881			

（款）18 繰入金
（項）2 基金繰入金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入	281,342	△281,342		1 財政調整基金繰入	△281,342	財政調整基金繰入
計	642,148	△281,342	360,806			

（款）19 繰越金
（項）1 繰越金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	233,010	588,995	822,005	1 前年度繰越金	588,995	前年度繰越金
計	233,010	588,995	822,005			

（款）20 諸収入
（項）5 雑入

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入	91,705	86	91,791	4 雑入	86	羽島郡二町教育委員会分担金返還金
計	91,707	86	91,793			

（款）21 町債
（項）1 町債

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	14,400	12,000	26,400	2 緊急防災・減災事業債	12,000	松枝みなみ会館整備事業
2 土木債	57,300	4,800	62,100	3 緊急自然災害防止対策事業債	4,800	緊急自然災害防止対策事業
3 教育債	169,700	800	170,500	1 教育・福祉施設等整備事業債	800	学校教育施設等整備事業
計	241,400	17,600	259,000			

2　歳出

（款）2 総務費

（項）1 総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
3 財産管理費	37,144	11,990	49,134		12,000		△10	14 工事請負費	11,990	松枝みなみ会館改修等工事請負費
6 防災対策費	13,670		13,670			1,000	△1,000	（財源内訳補正）		
計	486,904	11,990	498,894		12,000	1,000	△1,010			

（款）2 総務費

（項）2 企画費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 企画総務費	333,960	24,750	358,710	2,773		19,000	2,977	10 需用費	5,227	消耗品費
								11 役務費	800	通信運搬費 20 手数料 780
								12 委託料	779	ふるさと納税業務委託料 1,230 ふらっと笠松施設改修設計業務委託料 △ 275 ふらっと笠松施設改修工事監理委託料 △ 176
								14 工事請負費	6,201	ふらっと笠松施設改修等工事請負費
								24 積立金	11,743	かさまつ応援基金積立金
計	344,269	24,750	369,019	2,773		19,000	2,977			

（款）3 民生費
（項）1 社会福祉費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 社会福祉総務費	690,449	46	690,495				46	22 償還金利子及び割引料	309	返還金
								27 繰出金	△263	介護保険特別会計繰出金
4 障害福祉費	947,507	3,274	950,781	148			3,126	12 委託料	297	情報センター委託料
								22 償還金利子及び割引料	2,977	返還金
5 福祉医療費	245,750	1,458	247,208				1,458	22 償還金利子及び割引料	1,458	返還金
8 後期高齢者医療費	420,124	6,258	426,382				6,258	18 負担金補助及び交付金	6,257	療養給付費負担金
								27 繰出金	1	後期高齢者医療特別会計繰出金
計	2,365,438	11,036	2,376,474	148			10,888			

（款）3 民生費
（項）2 児童福祉費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
3 子育て支援推進費	17,618	4,916	22,534				4,916	22 償還金利子及び割引料	4,916	返還金
4 保育所等運営費	785,141	58,522	843,663				58,522	22 償還金利子及び割引料	58,522	返還金
計	1,355,909	63,438	1,419,347				63,438			

（款）4 衛生費

（項）1 保健衛生費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 保健衛生総務費	176,509	1,680	178,189				1,680	22 償還金利子及び割引料	1,680	返還金
3 健康増進事業費	30,734	32	30,766				32	22 償還金利子及び割引料	32	返還金
5 環境衛生費	41,250	1	41,251			1		24 積立金	1	飼い主のいない猫対策基金積立金
計	354,903	1,713	356,616			1	1,712			

（款）6 商工費

（項）1 商工費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
3 観光費	32,888	19,000	51,888	11,500			7,500	12 委託料	19,000	観光資源コンテンツ化促進業務委託料
計	102,402	19,000	121,402	11,500			7,500			

（款）7 土木費

（項）2 道路橋梁費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 道路維持費	43,441	2,376	45,817				2,376	10 需用費	2,376	修繕料
2 道路新設改良費	54,212	4,770	58,982		4,800		△30	14 工事請負費	4,770	側溝舗装等新設改良工事請負費
計	130,587	7,146	137,733		4,800		2,346			

（款）9 教育費
（項）1 教育総務費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 教育総務費	177,476	1,894	179,370				1,894	18 負担金補助及び交付金	1,894	羽島郡二町教育委員会負担金
計	177,476	1,894	179,370				1,894			

（款）9 教育費
（項）2 小学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 学校管理費	263,476	3,563	267,039		800		2,763	12 委託料	1,329	設計委託料 981 タブレット端末処分委託料 348
								14 工事請負費	2,234	小学校校舎修繕等工事請負費
2 教育振興費	20,275	95	20,370	12			83	7 報償費	85	総合学習等講師謝礼
								10 需用費	4	消耗品費
								13 使用料及び賃借料	6	自動車借上料
計	283,751	3,658	287,409	12	800		2,846			

（款）9 教育費
（項）3 中学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 学校管理費	63,634	168	63,802				168	12 委託料	168	タブレット端末処分委託料
計	78,874	168	79,042				168			

（款）9 教育費

（項）5 保健体育費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
2 体育施設費	53,412	198	53,610				198	7 報償費	198	報償費
3 学校給食費	244,104	4,690	248,794	2,009			2,681	10 需用費	4,690	修繕料 2,500 賄材料費 2,190
計	304,487	4,888	309,375	2,009			2,879			

（款）11 諸支出金

（項）1 基金費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 財政調整基金費	3,095	226,681	229,776				226,681	24 積立金	226,681	財政調整基金積立金
2 減債基金費	61,011	653	61,664				653	24 積立金	653	減債基金積立金
7 光未来振興基金費		5	5			4	1	24 積立金	5	光未来振興基金積立金
計	64,764	227,339	292,103			4	227,335			

令和８年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第５６号議案

令和８年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和８年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６８，０２０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，９６４，７８５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月７日　提出

笠松町長　古田聖人

第1表　歳入歳出予算補正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6繰越金		2，800	68，020	70，820
	1繰越金	2，800	68，020	70，820
歳入合計		1，896，765	68，020	1，964，785

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5基金積立金		61，376	51，881	113，257
	1基金積立金	61，376	51，881	113，257
6諸支出金		4，635	16，139	20，774
	1償還金及び還付金	4，634	13，158	17，792
	2繰出金	1	2，981	2，982
歳出合計		1，896，765	68，020	1，964，785

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

1　歳入

（款）6 繰越金

（項）1 繰越金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 繰越金	2,800	68,020	70,820	1 前年度繰越金	68,020	前年度繰越金
計	2,800	68,020	70,820			

2　歳出

（款）5 基金積立金

（項）1 基金積立金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	町　債	そ の 他				
1 国民健康保険基金積立金	61,376	51,881	113,257				51,881	24 積立金	51,881	国民健康保険基金積立金
計	61,376	51,881	113,257				51,881			

（款）6 諸支出金

（項）1 償還金及び還付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	町　債	そ の 他				
2 償還金	1,634	13,158	14,792				13,158	22 償還金利子及び割引料	13,158	返還金
計	4,634	13,158	17,792				13,158			

（款）6 諸支出金

（項）2 繰出金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	町　債	そ の 他				
1 一般会計繰出金	1	2,981	2,982				2,981	27 繰出金	2,981	繰出金
計	1	2,981	2,982				2,981			

令和８年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算書

第５７号議案

令和８年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和８年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３，９３２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５４，６６５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月７日　提出

笠松町長　古田聖人

第1表　歳入歳出予算補正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3繰入金		110,397	1	110,398
	1他会計繰入金	110,397	1	110,398
4繰越金		1	13,931	13,932
	1繰越金	1	13,931	13,932
歳入合計		440,733	13,932	454,665

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2後期高齢者医療広域連合納付金		435,768	12,432	448,200
	1後期高齢者医療広域連合納付金	435,768	12,432	448,200
3諸支出金		202	1,500	1,702
	2繰出金	1	1,500	1,501
歳出合計		440,733	13,932	454,665

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

1　歳入

（款）3 繰入金

（項）1 他会計繰入金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 一般会計繰入金	110,397	1	110,398	1 事務費繰入金	1	事務費繰入金
計	110,397	1	110,398			

（款）4 繰越金

（項）1 繰越金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 繰越金	1	13,931	13,932	1 前年度繰越金	13,931	前年度繰越金
計	1	13,931	13,932			

2　歳出

（款）2 後期高齢者医療広域連合納付金

（項）1 後期高齢者医療広域連合納付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	町　債	その他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	435,768	12,432	448,200				12,432	18 負担金補助及び交付金	12,432	保険料等負担金
計	435,768	12,432	448,200				12,432			

（款）3 諸支出金

（項）2 繰出金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	町　債	その他				
1 一般会計繰出金	1	1,500	1,501				1,500	27 繰出金	1,500	繰出金
計	1	1,500	1,501				1,500			

令和８年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第５８号議案

令和８年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和８年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９３，９８３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，７５４，４１３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月７日　提出

笠松町長　古田聖人

第1表　歳入歳出予算補正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3国庫支出金		607,224	950	608,174
	1国庫負担金	456,205	△1	456,204
	2国庫補助金	151,019	951	151,970
4支払基金交付金		686,807	△2	686,805
	1支払基金交付金	686,807	△2	686,805
5県支出金		366,700	573	367,273
	1県負担金	354,450	△1	354,449
	2県補助金	12,250	574	12,824
7繰入金		538,127	△263	537,864
	1他会計繰入金	405,955	△263	405,692
8繰越金		1	92,725	92,726
	1繰越金	1	92,725	92,726
歳入合計		2,660,430	93,983	2,754,413

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		56，651	187	56，838
	1総務管理費	29，872	187	30，059
4基金積立金		823	40，355	41，178
	1基金積立金	823	40，355	41，178
5諸支出金		458	53，441	53，899
	1償還金及び還付金	451	39，047	39，498
	2繰出金	7	14，394	14，401
歳出合計		2，660，430	93，983	2，754，413

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

2　歳入

（款）3 国庫支出金
（項）1 国庫負担金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 介護給付費負担金	456,205	△1	456,204	2 過年度分	△1	前年度精算分
計	456,205	△1	456,204			

（款）3 国庫支出金
（項）2 国庫補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
2 地域支援事業費交付金	23,627	951	24,578	2 過年度分	951	前年度精算分
計	151,019	951	151,970			

（款）4 支払基金交付金
（項）1 支払基金交付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 介護給付費交付金	673,466	△1	673,465	2 過年度分	△1	前年度精算分
2 地域支援事業費交付金	13,341	△1	13,340	2 過年度分	△1	前年度精算分
計	686,807	△2	686,805			

（款）5 県支出金
（項）1 県負担金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　　分	金　　額	
1 介護給付費負担金	354,450	△1	354,449	2 過年度分	△1	前年度精算分
計	354,450	△1	354,449			

（款）5 県支出金
（項）2 県補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　　分	金　　額	
1 地域支援事業費交付金	12,250	574	12,824	2 過年度分	574	前年度精算分
計	12,250	574	12,824			

（款）7 繰入金
（項）1 他会計繰入金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　　分	金　　額	
1 一般会計繰入金	405,955	△263	405,692	4 その他一般会計繰入金	△263	職員給与費等繰入金
計	405,955	△263	405,692			

（款）8 繰越金
（項）1 繰越金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　　分	金　　額	
1 繰越金	1	92,725	92,726	1 前年度繰越金	92,725	前年度繰越金
計	1	92,725	92,726			

3　歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 一般管理費	29,872	187	30,059				187	10 需用費	44	印刷製本費
								11 役務費	143	通信運搬費
計	29,872	187	30,059				187			

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 介護保険基金積立金	823	40,355	41,178				40,355	24 積立金	40,355	介護保険基金積立金
計	823	40,355	41,178				40,355			

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
2 償還金	1	39,047	39,048				39,047	22 償還金利子及び割引料	39,047	返還金
計	451	39,047	39,498				39,047			

(款) 5 諸支出金

(項) 2 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 一般会計繰出金	7	14,394	14,401	1,523		△2	12,873	27 繰出金	14,394	繰出金
計	7	14,394	14,401	1,523		△2	12,873			

第５９号議案

令和７年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定に基づき、令和７年度笠松町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日　提　出

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

第６０号議案

令和７年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定に基づき、令和７年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日　提　出

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

第６１号議案

令和７年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定に基づき、令和７年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日　提　出

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

第６２号議案

令和７年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定に基づき、令和７年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日　提　出

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

第６３号議案

令和７年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定に基づき、令和７年度笠松町水道事業会計剰余金を処分し、併せて同法第３０条第４項の規定に基づき、令和７年度笠松町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和　８　年　９　月　７　日　提　出

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人

第６４号議案

令和７年度笠松町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定に基づき、令和７年度笠松町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日　提　出

笠　松　町　長　　古　　田　　聖　　人